生徒指導部だより

No. 11

北海道岩見沢東高等学校定時制
生徒指導部
令和　８年（2026 年）
１０月２７日（火）発行

いじめ把握のためのアンケートの結果について

10月7日（水）、全校生徒を対象とした「いじめ把握のためのアンケート」を実施いたしました。

その結果、自らがいじめにあたる行為によって嫌な思いをしている生徒も、友人が嫌な思いをさせられているのを見たことがある生徒も該当者はおりませんでした。

いじめ対策委員会、および職員会議において今回実施のアンケート内容を確認し、岩見沢東高校では令和8年10月27日現在ではいじめの認知件数は0件であることをお知らせいたします。

※　本校では、いじめを見逃さないよう、生徒の対人関係に関する「嫌な思い」について、「いじめ」として認知し、年 4 回の個人面談週間（うち 2 回は全教職員で対応）や日常の活動を通じて生徒理解に努め、教員間で情報共有して組織的に対応しています。

※　いじめと認知される事案が発生した際には、心理的・物理的影響を与えられた行為が止んだ状態が3ヶ月続き、当該生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められた場合「解消した」と判断しています。

※　アンケート実施の際に、全校生徒に対し、「岩見沢東高等学校いじめ防止基本方針」を配布し、書かれている内容を説明いたしました。なお、岩見沢東高等学校いじめ基本方針はホームページでもご覧いただけますので内容をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

いじめの定義ーいじめ対策基本法より
第２条
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

お子さんの変化に気づいたら

ー北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課 保護者向けリーフレットよりー

裏面に、昨年度も掲載したものと同じものにはなりますが、改めて北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課で作成された、保護者向けリーフレット「学校と家庭が協力した「いじめ対応」」から、「いじめかな？」と心配される場合の保護者の方のお子さんに対する対応の仕方について、一部抜粋して掲載いたしております。

いじめだけではなく、様々な場面で活用できるものだと思われますので、参考になれば幸いです。家庭で悩んだり、困ったりしたら、一人で悩まず、 学校に相談してください。

北海道岩見沢東高等学校定時制	(0126)22-0175
空知教育局こどものいじめに関する相談窓口	(0126)22-3912

子どもの変化に気付いたら

○　「いじめかな？」と心配になったら、保護者からも子どもに声をかけてください。子どもは**あなた（保護者）からの「声かけ」を待っています。**



気になる様子が見られたときの声のかけ方
「どうしたの？」
「とても心配してるよ。」
「元気がないようだけど、大丈夫？」
「力になれることはある？」

思いを受け止める言葉が大切
「よく話してくれたね。大変だったね。」「つらかったね。」

・「よく話を聴く」ことがポイントです。最後まで丁寧に聴いてみましょう。
・子どもにとっても、自分の思いを言葉にしてみると、自分の心の中が整理されて、心が軽くなることがあります。

○　家庭で悩んだり、困ったりしたら、**一人で悩まず、学校に相談**しましょう。

・学校での子どもの様子を知ることにより、家庭では気が付かなかったことや対応方法に気付くことがあります。
・学級担任や学年主任、養護教諭など、保護者が相談しやすい教職員に相談してください。
・学校にはスクールカウンセラーがいます。希望する場合は学校に相談してください。



学校と一緒に
解決しましょう！